

浦安市優良建設工事表彰要領

(目 的)

第 1 条 この要領は、浦安市が発注した建設工事において、優良な成績で完成した建設工事を表彰することにより、建設業者の施工技術及び意欲の向上を図ることを目的とする。

(表彰対象)

第 2 条 表彰の対象となる建設工事は、次の各号のいずれにも該当する工事（以下「表彰対象工事」という。）とする。

(1) 工事請負金額が 5 0 0 万円以上の建設工事

(2) 市内に本店を置く建設業者（市内に本店を置く建設業者のみで構成された共同企業体（以下「企業体」という。）を含む。以下同じ。）が施工した建設工事

(3) 浦安市工事成績評定要領に基づく工事成績評定点が、8 0 点以上の建設工事

(4) 表彰年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完成した建設工事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建設業者に対しては、表彰を行わない。

(1) 表彰対象年度に 6 5 点未満の工事成績評定点を受けた建設工事がある建設業者

(2) 表彰対象年度の初日から表彰の日までの間に、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく監督処分又は市から指名停止を受けている等の受注者として不適切な行為を行った建設業者

3 企業体の構成員が前項各号のいずれかに該当する場合は、当該企業体は表彰の対象としないものとする。

(選定委員会の設置・組織)

第 3 条 表彰対象工事を選定するため、浦安市優良建設工事表彰選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 選定委員会の委員長は総務部の事務を担当する副市長の職にある者をもって充てる。
- 4 選定委員会の委員は、浦安市設計審査会の委員に準ずる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務部長の職にある者がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、表彰対象工事の担当課に対し、会議に必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議において表彰の対象となる優良建設工事を選定したときは、速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。

(決 定)

第5条 市長は、前条第4項の報告を受けたときは、優良建設工事を決定する。

(表 彰)

第6条 表彰は、市長が定める日に表彰状を授与することにより行う。

(表彰の取り消し)

第7条 市長は、表彰に係る工事に欠陥があったときその他表彰することが不適當であると認められるときは、表彰を取り消すことができる。

(事 務)

第8条 選定委員会の事務その他表彰に関する事務は、検査監理課において処理する。

(補 則)

第9条 この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（初回表彰年度）

- 2 この要領に基づく選定委員会の設置及び表彰は、令和 7 年度に完成した工事を対象として、令和 8 年度より実施する。